

21川監公第12号

平成21年12月10日

定期監査等の結果の報告に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成21年4月10日付け21川監公第4号で公表した定期監査及び同日付け21川監公第5号で公表した定期監査（工事監査）の結果の報告に基づき、川崎市長及び川崎市教育委員会委員長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員 松川欣起

同 奥宮京子

同 後藤晶一

同 宮原春夫

21川総行革第179号

平成21年10月30日

川崎市監査委員 松川 欣起 様

同 奥宮 京子 様

同 後藤 晶一 様

同 宮原 春夫 様

川崎市長 阿部 孝夫

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項により、平成21年4月10日付け21川監報第3号で報告の提出がありました定期監査の結果について、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成20年度定期監査結果に対する措置状況

1 介護保険料の延滞金を徴収すべきもの

[指摘の要旨]

納期限内に介護保険料を納付した被保険者との公平性を確保する観点から、川崎市介護保険条例に基づき延滞金を徴収されたい。

(全区役所保健福祉センター高齢者支援課、川崎区役所大師・田島地区健康福祉ステーション)

なお、現行の福祉総合情報システムが介護保険料の延滞金に関する事務に対応していないことから、同システム更新の際には、延滞金に関する事務への対応を検討されたい。

[措置内容]

延滞金の徴収にあたっては、「延滞金計算ソフト」を各区に配置し、平成21年4月1日以降収納分から徴収を開始しました。

なお、介護保険システムの更新の際は、延滞金に関する事務に対応するよう見直します。

2 国民健康保険料の減免を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

減免の取扱いについては、規定に基づき適正に行われたい。

(1) 減免申請書の受理が適正でないもの

減免申請書用紙を渡した日をもって申請のあった日として減免していた事例、提出された減免申請書に受付印を押しておらず、申請のあった日が不明確となっていた事例及び申請日が記入されていない減免申請書を受理していた事例

(川崎・幸・中原区役所保健福祉センター保険年金課、川崎区役所大師・田島地区健康福祉ステーション)

(2) 減免基準所得金額及び保険料所得割額の算出が適正でないもの

年金収入から算出する減免基準所得金額の控除額を誤っていた事例及び減免対象期間の所得割額の算出を誤っていた事例

(川崎区役所保健福祉センター保険年金課、田島地区健康福祉ステーション)

(3) 減免割合の適用が適正でないもの

減免割合の適用を誤っていた事例及び所得割額全額を免除していなかった事例

(川崎区役所田島地区健康福祉ステーション、幸・多摩区役所保健福祉センター保険年金課)

[措置内容]

減免事務を適正に行うよう関係職員に周知しました。また、申請書の適正処理、減免額算出の誤りを未然に防止するため、複数によるチェック体制を整えました。

なお、再発防止に向け、減免取扱要綱の解釈、運用、減免額の計算方法等について研修会を実施し、規定に基づいた適正な取扱いを行うよう周知徹底しました。

3 物品調達事務を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

次のような事例が見受けられたので、物品調達事務を適正に行われたい。

(1) 予算執行伺の起案前に物品を納品させていたもの

予算執行伺の起案前に物品を納入させていた事例。なお、この事例の中には平成19年度に物品を納入させ、20年度予算で執行していた事例が見受けられた。

(川崎区役所田島地区健康福祉ステーション、高津区役所総務課、企画課、区民サービス部市民税課、宮前区役所区民協働推進部地域振興課、区民サービス部市民税課、保健福祉センター保険年金課、多摩区役所区民サービス部区民課、麻生区役所保健福祉センター保険年金課)

(2) 予算執行伺の起案日をさかのぼり平成19年度予算で執行していたもの

平成20年4月1日以降、起案日をさかのぼり19年度予算執行として
予算執行伺を作成し、物品を調達していた事例

(中原区役所保健福祉センター地域保健福祉課、高津区役所総務課、保健
福祉センター地域保健福祉課、同保険年金課、宮前区役所総務課、区民サ
ービス部区民課、保健福祉センター地域保健福祉課)

(3) 一括発注とすべきところ分割発注していたもの

同時期に同一品目の物品について一括発注とすべきところを、自所属契
約となるよう分割して予算執行伺を起案していた事例

(宮前区役所企画課、区民協働推進部地域振興課、多摩区役所保健福祉セ
ンター地域保健福祉課)

(4) 物品受入検査書の作成が遅延していたもの

物品受入検査の完了後、物品受入検査書の作成までに5か月から6か月
を要していた事例

(宮前区役所区民協働推進部地域振興課)

[措置内容]

物品調達に当たっては、会計年度独立の原則、定期的な在庫確認、計画的
な予算執行等を徹底し、適正な物品調達事務を行うよう関係職員に周知しま
した。

4 概算払の精算を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

各団体の年度末における委託事業の実施状況をみたところ、いずれの団体も当該年度の事業が実質的に終了した後で、残金で切手を購入し、概算払金額と確定金額が同額の委託業務完了届を本市に提出していた。

残金で購入した切手は、平成20年度に本市から受託した同じ事業で使用されていたものの、このような取扱いは事後の精算を伴う概算払の趣旨に反しているため、受託者から業務完了後に提出される委託業務完了届等を精査し、適正な精算を行われたい。

(多摩区役所区民協働推進部地域振興課)

[措置内容]

概算払の精算に当たっては、委託費が適正に執行されるよう対象団体への指導を徹底しました。また、委託業務完了届等の内容を精査し、適正な精算処理を行うよう関係職員に対し周知しました。

5 業務委託に係る契約事務を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

広報業務委託において、高津区まちづくり協議会から徴した見積書には情報誌の発送費が二重に積算されており、52,000円が過大となっていたが、内容を精査することなく、過大な金額のままで契約を締結していた。

契約に当たっては、業務内容の確認と見積書の内容を精査した上、契約金額を決定されたい。

また、同課の業務委託に係る契約事務についてみたところ、契約事務手続を行わないまま委託業務を行わせ、予算執行伺、契約書等の日付を実際の日付よりさかのぼって事務処理を行っている事例が散見された。

契約については、普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、当該契約は確定しないとされ

ていることから、関係法令等に則り契約事務手続を適正に行われたい。

(高津区役所区民協働推進部地域振興課)

[措置内容]

業務委託に係る契約事務に当たっては、業務内容と仕様書及びその見積書の積算根拠を精査したうえで契約金額を決定するよう徹底し、関係法令等に沿った適正な契約事務手続きを行うよう関係職員に対し周知しました。

6 自転車等駐車場整理手数料の返還を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

自転車等駐車場整理手数料の返還業務についてみたところ、当該業務が委託業務であることを契約書に明確に定めていないほか、受託者の履行状況の確認を行っておらず、受託者が返還した件数、金額、理由等について把握していなかった。また、整理手数料の返還資金については市が負担すべきであるが、市は受託者に対して返還資金を交付しておらず、実質的に受託者の負担により返還が行われている状況となっていた。

整理手数料の返還業務が適正に行われるよう改善を図られたい。

(建設局自転車対策室)

[措置内容]

利用者への自転車等駐車場整理手数料の返還業務については、利用者からの返還申請に基づき、市が直接請求者に返還するものとして、業務の改善を図ります。

7 自転車等駐車場利用券の管理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

自転車等駐車場一時利用券及び回数利用券について、平成18年度以降、

消耗品出納簿への登載がされていなかった。

利用券は金券等に該当するため、規則に基づき適正に出納管理を行われたい。なお、定期利用券についても、事故防止の観点から出納管理を行われたい。

また、利用券は券面総額が相当額に上ること、紛失、盗難等の危険性もあることから在庫管理の徹底が求められるとともに、受託者の在庫状況に応じた払出処理が求められる。今後は、受託者に対して利用券の在庫管理を徹底させ、その状況を確認した上で払出しを行うとともに、必要に応じて現物確認を行うなど、定期利用券も含め在庫管理が適正に行われるよう改善を図りたい。

(建設局自転車対策室)

[措置内容]

自転車等駐車場一時利用券等の管理については、消耗品出納簿へ登載し、規則に基づいた適正な出納管理に改めました。

また、受託者に対し在庫管理の徹底を指示するとともに、駐輪場の一部の管理事務所において在庫管理簿の記載及び在庫状況、管理について検査を実施しました。

今後につきましても、定期的に委託先事務所の管理状況を確認することとし、適正な在庫管理を行います。

8 道路占用未申請物件の是正に取り組むべきもの

[指摘の要旨]

各区役所建設センターにおける未申請物件の是正に向けた取組状況をみたところ、委託実施直後においては、催告状送付、個別訪問等による催告を行っているものの、未申請物件の是正に向けた業務手順は明確に定められてお

らず、平成19年度及び20年度の取組状況を調査したところ、一部の建設センターを除き、催告を実施していなかった。このため、当該委託により把握した道路占用未申請物件の是正は進んでおらず、委託の成果が十分生かされていない状況となっていた。

適正な道路利用を確保するとともに、公平性及び収入確保の観点からも、本庁と区役所が一体となり、道路占用未申請物件の是正に向けて積極的に取り組まれない。

(建設局土木管理部路政課、全区役所建設センター管理課)

[措置内容]

道路占用未申請物件の是正に向け、道路占用未申請物件催告業務手順を定め、適正な催告業務を行うよう関係職員に対し周知徹底しました。

9 継続占用許可に係る未申請者への対応を強化すべきもの

[指摘の要旨]

未申請者に対する対応状況をみたところ、川崎区役所建設センターにおいては、申請を促す催告を実施していなかった。

適正な道路利用を確保するとともに、公平性及び収入確保の観点からも、定期的に催告状を送付するなど、未申請者に対する対応強化に取り組まれない。

(川崎区役所建設センター管理課)

[措置内容]

適正な道路利用を確保し、公平性及び収入確保の観点から、定期的な催告を行うよう関係職員に対して指示し、今年度から催告状を送付しました。今後も定期的に催告状を送付し、未申請者に対する対応強化に取り組んでまいります。

10 不用物品の処理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎区役所大師分室の倉庫には、平成15年4月に大師健康ブランチ業務が保健福祉センターに集約されたことに伴い不用となった多くの備品が、廃棄予定のまま、山積みに放置されていた。使用できる備品は有効活用し、使用できないものは、あらかじめ廃棄に係る費用を確保するなど、不用物品の処理を適正に行われたい。

(川崎区役所大師支所区民センター)

なお、今後も組織の再編整備に伴う事業所の統廃合等により、不用物品が全庁的に発生することが予測されることから、適正な備品管理事務を行うよう望むものである。

[措置内容]

使用できる備品は有効活用し、使用できないものは計画的に廃棄します。再発防止に向け関係職員に対し、適正な備品管理事務を行うよう周知しました。

11 軽自動車の有効活用策を検討すべきもの

[指摘の要旨]

軽自動車の運転日報を確認したところ、平成20年度の使用実績は、21年1月末現在で、稼働日数は4日に、走行距離は95キロメートルにとどまっていた。

軽自動車の維持には、自動車重量税、点検費用等の経費を要することから、地域保健福祉課での活用が困難な場合には、中原区役所全体での活用を図る等、軽自動車の有効活用策を検討されたい。

(中原区役所保健福祉センター地域保健福祉課)

[措置内容]

軽自動車の有効活用を図るため、今年度から保健福祉センター内での供用を開始しました。

12 各種団体の会計事務を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

本市職員が従事している各種団体の所有に属する現金の会計業務について、運用基準に沿って行うよう改められたい。

- (1) 運用基準第5条で作成しなければならないとされている現金の出納簿が作成されていなかったもの (4団体)

(川崎区役所保健福祉センター地域保健福祉課、幸区役所区民サービス部市民税課、多摩区役所総務課、区民協働推進部地域振興課)

- (2) 運用基準第6条で会計年度ごとに1回以上行わなければならないとされている区長による検査が行われていなかったもの (8団体)

(川崎区役所保健福祉センター地域保健福祉課、多摩区役所総務課、区民協働推進部地域振興課)

[措置内容]

運用基準に基づき現金出納簿を作成するとともに、区長による検査を実施しました。また、団体の会計事務について、運用基準に則り適正に処理するよう関係職員に対し周知徹底しました。

13 その他改善を要するもの

[指摘の要旨]

改善措置を要するもののうち軽易な事項であるが、反復して発生しているなど再発防止に努めるべきものが見受けられたので、財務関係法令等に基づき適正な事務手続が行われるよう周知徹底を図られたい。

(1) 道路占用料の算出方法の統一及び周知徹底を図るべきもの

占用面積の算出に当たり、端数切上げ処理の方法が統一されていなかった事例

(建設局土木管理部路政課、川崎・高津区役所建設センター管理課)

[措置内容]

端数切上げ処理の方法を統一し、「川崎市道路占用事務通知集」に掲載するとともに、関係職員に対し周知徹底しました。

(2) 収納金の払込みを適正に行うべきもの

特殊車両通行許可手数料、国民健康保険料及び保護費返還金の収納金受払事務において、川崎市金銭会計規則（昭和39年規則第31号）に定める日までに指定金融機関等に払込みを行っていない事例

(建設局土木管理部路政課、川崎区役所田島地区健康福祉ステーション、高津区役所保健福祉センター保護課)

[措置内容]

川崎市金銭会計規則に基づき、収納金の払込みを適正に行うよう関係職員に対し周知徹底しました。

(3) 正確な納期限を表示した納付書を作成すべきもの

給付金を未納保険料に充当する際に使用している納付書に正確な納期限を表示していなかった事例

(川崎区役所大師・田島地区健康福祉ステーション、幸・中原区役所保健福祉センター保険年金課)

[措置内容]

正確な納期限を表示した納付書を作成するよう関係職員に対し周知徹底しました。

(4) 住民票の写し等証明書交付の際に必要な証明手数料を適正に徴収すべきもの

郵送による住民票の写し等証明書交付請求に係る証明手数料が必要額に不足する場合に、申請者からの依頼により職員が手数料を立て替え、証明書を交付していた事例

(中原区役所区民サービス部区民課)

[措置内容]

必要な証明手数料を適正に徴収したうえで証明書を交付するよう関係職員に対し周知徹底しました。

(5) 不納欠損処分を適正に行うべきもの

繰越しの調定を行う際の調査が不十分であったため、平成11年度に調定をした保健所使用料の発生経過が不明となり、不納欠損処分をしないまま繰り越していた事例

(中原区役所保健福祉センター地域保健福祉課)

[措置内容]

本債権については、不納欠損処分を適正に行います。

再発防止に向け関係職員に対し、督促状況は必ず滞納整理簿に記載し、適正な債権管理に努めるよう徹底しました。また、不納欠損処分を行う場合は、

地方自治法に基づき適正に行うよう周知しました。

(6) 予算執行伺を作成すべきもの

予算執行伺の作成を省略することができない定額小為替手数料の支出に際して、予算執行伺の作成を省略していた事例

(幸・中原・高津・多摩・麻生区役所区民サービス部納税課)

[措置内容]

関係職員に対し、定額小為替購入手数料の支出に当たっては、予算執行伺を作成するよう徹底し、川崎市予算及び決算規則に基づき適正な処理を行うよう周知しました。

(7) 臨時的任用職員の賃金支給事務を適正に行うべきもの

勤務時間数の集計を誤り、賃金が支払不足となっていた事例

(高津区役所区民サービス部納税課)

[措置内容]

支払不足分については、支給をいたしました。また、臨時的任用職員の賃金支給に当たっては、勤務状況を正確に把握することを徹底し、賃金支給事務を適正に行うよう関係職員に対し周知しました。

(8) 契約書等の作成を適正に行うべきもの

ア 契約書に、添付するとされている支払金額内訳書が添付されていなかった事例

(高津区役所保健福祉センター保健福祉サービス課、こども支援室)

イ 長期継続契約書に、翌年度以降における予算の減額等に関する特約条項等が記載されていなかった事例

(川崎区役所区民協働推進部地域振興課、麻生区役所保健福祉センター
地域保健福祉課)

ウ 概算払としている請書に、精算に関する事項が記載されていなかった
事例及び完了後に支払うと明記されていた事例

(高津区役所区民協働推進部地域振興課)

エ 分割払している契約について、請書に分割払に関する事項が記載され
ていなかった事例

(麻生区役所総務課)

[措置内容]

契約書等の作成に当たっては、必要書類を添付するとともに必要事項を正
確に記載するよう徹底し、関係法令に基づき適正な契約事務を行うよう関係
職員に対し周知しました。

(9) 公有財産の管理を適正に行うべきもの

ア 平成15年度定期監査で無許可使用を指摘した公道上に設置された信
号機が、いまだに庁舎敷地内に無許可で張り出していた事例

(川崎区役所大師支所区民センター)

イ 行政財産の目的外使用許可の手続を経ずに、庁舎敷地内に自治会所有
の倉庫が設置されていた事例

(高津区役所区民サービス部橘出張所)

[措置内容]

信号機については位置調整を行い、庁舎敷地内に入らない位置に移動しま
した。また、自治会所有の倉庫については、目的外使用許可の手続きを行
いました。

公有財産については、川崎市財産規則に基づき適正な管理を行うよう関係

職員に対し周知しました。

(10) 備品の管理を適正に行うべきもの

ア 備品使用票に使用者所属等が登録されていないことにより、備品の使用状況を的確に把握できなかった事例

(川崎区役所区民サービス部区民課、保健福祉センター地域保健福祉課、同保健福祉サービス課、同保護課、大師地区健康福祉ステーション、宮前区役所区民サービス部区民課)

イ 現物は廃棄済みであるが、物品不用処分を行っていないため、出納簿に登載されていた事例

(川崎区役所総務課、区民サービス部区民課、保健福祉センター保健福祉サービス課、大師支所区民センター、田島地区健康福祉ステーション、高津区役所保健福祉センター衛生課、宮前区役所保健福祉センター地域保健福祉課、同衛生課、多摩区役所保健福祉センター地域保健福祉課、麻生区役所総務課)

ウ 備品票がちょう付されていなかった事例

(川崎区役所区民サービス部区民課、保健福祉センター保健福祉サービス課、大師地区健康福祉ステーション、中原区役所区民サービス部区民課)

エ 所在不明となっていた事例

(川崎区役所区民サービス部区民課、保健福祉センター保護課、田島地区健康福祉ステーション、幸区役所保健福祉センター衛生課、中原区役所区民サービス部区民課、保健福祉センター地域保健福祉課、高津区役所総務課、区民サービス部市民税課、保健福祉センター保険年金課、宮前区役所総務課、区民協働推進部地域振興課、保健福祉センター保健福

祉サービス課、麻生区役所区民サービス部区民課)

オ 保管換の手続が行われていなかった事例

(川崎区役所保健福祉センター地域保健福祉課、同衛生課、こども支援室、高津区役所こども支援室、多摩区役所保健福祉センター保健福祉サービス課、麻生区役所保健福祉センター保険年金課)

[措置内容]

川崎市物品会計規則に基づき、備品の管理を適正に行うよう関係職員に対し周知徹底しました。なお、指摘事項についてはおおむね改善済ですが、未改善のものについては今年度中に改善する予定です。

(11) 材料品の管理を適正に行うべきもの

ア 川崎市物品会計規則に定められた出納簿を使用していなかった事例

(中原・高津・宮前・多摩区役所建設センター管理課)

イ 出納簿と現存数が一致しなかった事例

(川崎・麻生区役所建設センター管理課)

[措置内容]

今年度から川崎市物品会計規則に定められた出納簿による管理を行い、適正な事務処理を行います。また、材料品の管理に当たっては、規則に基づき適正に管理するよう関係職員に対し周知徹底しました。

(12) 総合財務会計システムにより出納手続等を行うべきもの

出納手続及び帳簿の登載を省略できない切手、プリペイドカード及び薬品の出納手続において、総合財務会計システムによる適正な消耗品出納簿が作成されていなかった事例

(全区役所保健福祉センター保健福祉サービス課、幸区役所保健福祉セン

ター衛生課、中原区役所保健福祉センター衛生課、宮前区役所保健福祉センター地域保健福祉課、多摩区役所保健福祉センター衛生課、麻生区役所区民サービス部資産税課、同納税課、保健福祉センター地域保健福祉課、同衛生課)

[措置内容]

今年度から総合財務会計システムにより出納手続きを行い、適正な事務処理を行います。なお、消耗品の出納管理に当たっては、川崎市物品会計規則に基づき適正に出納手続きを行うよう関係職員に対し周知徹底しました。

(13) 切手について適正な保管高とすべきもの

当面使用する予定のない切手を大量に保管していた事例

(建設局土木管理部管理課、高津区役所区民サービス部区民課)

[措置内容]

切手等の金券類の保管については、必要最低限の数量で管理するよう関係職員に対し周知しました。

21川教庶第769号

平成21年9月10日

川崎市監査委員 鹿川 隆 様
同 奥宮 京子 様
同 後藤 晶一 様
同 宮原 春夫 様

川崎市教育委員会委員長 佐々木 武志

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成21年4月10日付け21川監報第3号で報告の提出がありました定期監査の結果について、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成20年度定期監査結果に対する措置状況

廃棄物処理業務委託の支払いを適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

一般廃棄物収集運搬業務委託及び産業廃棄物運搬・処分業務委託契約書では実際の排出量に基づいて支払うとされているが、当初見積もった定量により支払っていた事例

（教育委員会事務局総合教育センター総務室）

〔措置の内容〕

毎回の収集日ごとに排出量の計量を行い、その排出量に応じて毎月請求及び支払いを行うように改善を行った。